（大分家庭裁判所判事補兼大分地方裁判所判事補）同　前川　悠
（熊本地方裁判所判事補兼熊本家庭裁判所判事補）同　井上結美子
（同）同　賀来　哲哉
（鹿児島地方裁判所判事補兼鹿児島家庭裁判所判事補）同　松原　平学
（宮崎地方裁判所判事補兼宮崎家庭裁判所判事補）同　畑　政和
（仙台地方裁判所判事補兼仙台家庭裁判所判事補）同　雨宮　隆介
（同）同　吉賀　朝哉
（福島地方裁判所判事補兼福島家庭裁判所判事補）同　岡田　恵梨
（山形地方裁判所判事補兼山形家庭裁判所判事補）同　前澤　利明
（青森地方裁判所判事補兼青森家庭裁判所判事補）同　須藤　隆太
（札幌地方裁判所判事補兼札幌家庭裁判所判事補）同　大塚　穂波
（同）同　舘　英子
（同）同　舘　洋一郎
（函館地方裁判所判事補兼函館家庭裁判所判事補）同　曽我　学
（旭川地方裁判所判事補兼旭川家庭裁判所判事補）同　小谷　岳央
（高松家庭裁判所判事補兼高松地方裁判所判事補）同　岸田　二郎
（徳島地方裁判所判事補兼徳島家庭裁判所判事補）同　鹿田あゆみ
（高知地方裁判所判事補兼高知家庭裁判所判事補）同　佃　良平
（松山地方裁判所判事補兼松山家庭裁判所判事補）同　丸山　聡司
簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）（以上一月十六日）

○外務大臣臨時代理
　国務大臣　菅　義偉
外務大臣岸田文雄海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（一月十八日）

○内閣総理大臣海外出張
　内閣総理大臣安倍晋三は、ベトナム国、タイ国及びインドネシア国へ出張のところ一月十九日帰朝した。

○外務大臣臨時代理解職
　国務大臣　菅　義偉
外務大臣岸田文雄帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（一月二十日）　和泉　洋人

内閣総理大臣補佐官に任命する
　内閣総理大臣補佐官　和泉　洋人
国土強靭化及び復興等の社会資本整備並びに地域活性化を担当させる（以上一月二十一日）

内閣府

沖縄振興開発金融公庫監事に任命する（一月十七日）　飯島　至雄

外務省

（大臣官房）外務事務官　藤原　聖也
復職させる
在フランス日本国大使館参事官に転任させる
フランス国駐箚特命全権大使を補佐しフランス国に在勤する期間公使の名称を与える
在アンドラ日本国大使館に併任する
在モナコ日本国大使館に併任する
（在イスラエル日本国大使館参事官（公使））同　相木　俊宏
国際連合日本政府代表部参事官に配置換する
国際連合日本政府代表部在勤特命全権大使を補佐し国際連合日本政府代表部に在勤する期間公使の名称を与える（以上一月二十日）

財務省

（国際局次長・財務大臣秘書官事務取扱）財務事務官　浅川　雅嗣
国際局長山崎達雄外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（一月十日）
（国際局次長・財務大臣秘書官事務取扱）財務事務官　浅川　雅嗣
国際局長事務代理を免ずる（一月十三日）
（国際局次長・財務大臣秘書官事務取扱）財務事務官　浅川　雅嗣
国際局長山崎達雄外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（一月十六日）
（国際局次長・財務大臣秘書官事務取扱）財務事務官　浅川　雅嗣
国際局長事務代理を免ずる（一月十九日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、アメリカ合衆国大統領バラック・オバマ閣下の大統領再任につき、一月二十日御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十五年一月二十三日
外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第一号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十五年二月二十六日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、外務大臣に対し異議申立てができます。異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければなりません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏　名　高木　勝
　生年月日　昭和五十六年五月二十日生
　旅券申請上の住所　東京都品川区
二、返納すべき旅券
　旅券番号　ＴＫ四一一三三七一
　発行年月日　平成二十三年三月二十三日
　旅券名義人　高木　勝
三、返納すべき理由
　当該旅券名義人は、平成二十四年一月五日、東京簡易裁判所から、旅券法違反事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十四年十二月二十六日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当する者であることが判明したものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第一号に該当する。

公　告

諸事項

財部町土地改良区の合併の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項、第124条及び第136条の３の規定に基づき、鹿児島県及び宮崎県の区域の一部を地区とし、鹿児島県曽於市に事務所を有する財部町土地改良区、鹿児島県の区域の一部を地区とし、鹿児島県曽於市に事務所を有する財部町飯野土地改良区の合併を平成25年１月16日認可したので、同法第72条第３項、第124条及び第136条の３の規定に基づき次のとおり公告する。

平成25年１月23日
九州農政局長　吉村　馨

１　合併後存続し、定款変更する土地改良区
　財部町土地改良区
２　合併により解散する土地改良区
　財部町飯野土地改良区

財部町土地改良区の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項、第124条及び第136条の３の規定に基づき、鹿児島県及び宮崎県の区域の一部を地区とし、鹿児島県曽於市に事務所を有する財部町土地改良区から申請のあった定款変更は、平成25年１月16日認可したので、同法第30条第３項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成25年１月23日
九州農政局長　吉村　馨